

昌子の広場

第80報

小林昌子議会情報

和泉市無所属市民派議員
小林昌子

和泉市緑ヶ丘2-13-10
 自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626
 事務所 Tel(Fax)0725-53-4451
 Email masakokob@yahoo.co.jp
 http://masako-hiroba.info/
 ホームページもご覧下さい
 yahoo の小林昌子で検索出来ます



目次	
・議員定数削減条例可決	P1
・一般質問要旨	P2-3
・イチゴハウス住民監査請求棄却	P4

**議員定数2名削減条例可決
 議員報酬削減条例は否決
 一般質問要旨**

議員定数2名削減条例可決、報酬削減は否決

議員定数を2名削減し24名とする条例が賛成多数で可決されました。(賛成 × 反対)

会派	議員	定数削減	報酬削減
共産党	原重樹	×	×
	岡博子	×	×
	矢竹輝久	×	×
	早乙女実	×	×
政友会	田代一男		×
	小野林治三夫		×
公明党	横山勝		×
	服部敏男		×
	赤阪和見		×
	原口裕見		×
	吉川茂樹		×
五月会	飯塚省二	×	×
	金児和子	×	×
	逢野博之	議長	議長
	柏富久蔵		×
市民クラブ	若浜記久男		×
	西口秀光		×
レインボーいずみ	須藤洋之進	×	
	浜田千秋	×	
	小林昌子	×	
	大橋涼子	×	
明政会	森悦造		×
	山本秀明		×
	辻本孔久		×
	着本直幸		×
	友田博文		×
	賛成	15	4
	反対	10	21

町会連合会から強く要請されていましたが議員定数の削減について、議員提案の2名削減の条例が賛成多数で可決されました。私たちの会派が提案した報酬削減条例は賛成少数で否決されました。左表が各議員の賛否です。

私は議員定数削減には市民の多様な意見が反映しにくくなるとして反対しました。財政的な問題は議員の報酬削減で対応すべきと考えたからです。

財政面から要請される議会費の削減は、端的に言えば議員の数を削減するか、報酬を削減するかです。しかしながら議員定数の削減と議員報酬の削減では議会にとって全く異なる性格のものです。議員定数は多様な住民の意向を反映しなければならない地方自治体の議会活動に大きく影響するもので、少なくとも議会自らがそのような方向をとるべきではありません。

今回の町会連合会の要請には、多くの市民が行政サービスを削減されるなどの痛みを受けている中で、議会は何をしているのかとの思いがあることは否定できないと思います。そうすると今回可決された議員定数の削減はこの削減により議員になれなかった2人だけが痛みを受けることになり、多くの議員は選挙に勝ち残れば従前と何らの違いはありません。一方議員報酬の削減は議員全てが等しく痛みを受けることになり、市民から要請されている痛みを分かちつという趣旨からは適当であると考えます。

それにしても、この問題は議会改革検討委員会で長きにわたって議論されてきたもので、その過程では議員定数削減には否定的意見が多かったにも拘わらず、選挙を控え考えを変えたかのような議員の判断は極めて残念です。

今回の町会連合会の意向を真摯に受け止め、議員はその使命を誠実に果たさなければ、再び定数削減の波におそれ議会が自壊の道を転がり落ちる事にもつながりかねません。新しい定員で精一杯の議員活動が今問われています。

3月議会で一般質問を行いました その要旨です

① 互助会について

質問

互助会への補給金の支出が今年度末で打ちきりと聞いていたが、制度廃止も含めどのようになっているか。又互助会へ今まで市はいくら補助していたか。

答弁

来年度末に制度の廃止が決まっている。制度廃止後の福祉制度について検討中である。来年度は補給金は現在より更に低く抑える。互助会への補助は昭和31年からの累計で48.8億円である。

質問

私が互助会に関して提訴した判決が昨年末にありました。判決では職員の退職時に支給していた退会給付金(ヤミ退職金)は違法と判断し、それに充てられた市からの補給金(補給金全体の7割)について互助会に返還請求せよとの判決でした。そうすると48.8億円の7割即ち34億円も市民の税金を違法にヤミ退職金に支出していたことになり、行政の責任は極めて大きいと考えますが市長の考えは。

市長

退会給付金は福利厚生制度の一環として府下の全自治体が補給金を支出していたが、今回の判決で退会給付金に対して補給金を支出することは適切ではなかったと判断している。

質問

住民訴訟の制約上、互助会へ返還請求出来るのは遡って1年限りであり、約1.5億円の請求を認めたが、市は裁判中に退会給付金制度廃止時に市に返還された2億円強で相殺することを互助会から求められ、市長はこれを認めた。

その結果本来、得られたはずの1.5億円の請求権が消滅し市は一円も貰えなかった。退会給付金制度廃止に伴う返還金は、市も認めるように制度廃止に伴う清算金であり、互助会への不当利得返還請求とは何の関係もないもので、このような市の不利益になるような合意を何故市長はしたのか。

又、このような相殺の合意は実質的に市の損害賠償請求権の権利を放棄することで、地方自治法上議会の承認が必要で

市長

あるが、何故それを行わなかったのか。市長として互助会の評議員と市の代表としての立場を考慮し苦渋の判断である。又議事に諮らなかったのは、裁判で今回の弁済充当の合意は権利放棄ではないとしており、議事に諮る必要な無い。

昌子の一言

34億円にも上る巨額の違法支出はここ数年の職員厚遇問題に端を発したもので、私がこの問題を議会で取り上げたのが吹田の高裁判決があった年の平成16年6月議会です。厚遇問題が発覚しなければ今でもこのような支出は続いていたかも知れません。職員に対してこのような違法な支出がなされていることなど多くの市民は全く知らなかった訳で、市政を信頼していた市民を結果的に裏切った訳で行政の責任は極めて大きいと思います。弁済充当の件は、市長は互助会の構成員であることと、和泉市の市長の立場をどのように考えていたか理解に苦しみます。今回の弁済充当は、結局互助会の利益を優先し、和泉市の利益を軽視したものと言わざるを得ません。市長の立場は市を代表して市の利益を最優先に考え市政に当たることが当然であり、今回の弁済充当の合意を行った行為は誠に遺憾であります。

議事に諮る件は、確かに判決では議事に諮らなかった事は違法でない判断されています。しかしこの判断はあくまで法的に誤りではないと判断したもので、このような1億円を超える巨額の弁済充当について、実質的に市に財政的な損失を与える行為を議会の判断を受けないで、市長単独の判断で行うことはいかに裁量権をもっているとは言え、不適切ではないかと考えます。地方自治法第96条を援用し、議事に諮れば又違った判断がされた可能性も否定できません。



② 町づくりについて

質問

和泉中央駅付近にアミューズメント施設が建設されようとしているが、どのような施設で優良な住環境の確保を保証した新住法との関連は？

答弁

建物の1階は銀行店舗等、2階に書店やレンタルビデオ店とアミューズメント施設が入居の予定。3階は学習塾。事業完了後10年を経過した段階で、新住法で定めた規制が解除され、他の市街地同様の建築規制となる。市は経過後も良好な住環境を維持するため、地区計画を制定し建築物の用途や容積率、高さ制限等の規制を定めている。

質問

地区計画ではラブホテル等しか規制されていないが、これでは当初の良好な住環境の確保には極めて不十分である。地区計画の見直しが必要ではないか。又学習塾とゲームセンターが近接し、青少年の健全育成からも問題ではないか。

答弁

当該地区の建築物の用途は、分譲条件等で当面は規制が可能と考えているが、今後街の熟成等もふまえ、建築制限のあり方等については調査・研究したい。青少年への影響については、大阪府青少年健全育成条例でゲームセンター等への夜間の立ち入り規制がある。又教育委員会としても保護者に対する啓蒙や学校では地域との連携した巡回などの取り組みを行っている。

昌子の一言

和泉中央駅周辺の開発については、和泉市の副都心に相応しい町づくりを目指して開発されてきましたが、最近の進出企業の業態を見ますと、自動車販売店、大型家電店舗やここで取り上げたゲームセンターなど雑多な商業施設が混在する調和のとれていない街に変身しつつあるような気がしてなりません。アミューズメント施設については近隣の住民の方が深刻な問題意識をお持ちとも聞いています。一戸建ちの住環境についても当初計画した一戸が215m²以上の宅地が、170m²程度に緩和され、人口も当初予定を上回る可能性も出てきています。これにより市の人口が増加の方向に働くことから、歓迎する向きもありますが、学校などのインフラ整備が適切に進まなければ、過大規模校の出現などの問題も起こってきます。事業終結まで残された時間は僅かとなっていますが、先人の意志を受け継ぎ誇れる町づくりを進めたいと思います。

③ 信太山丘陵開発について

質問

信太山丘陵は、国交省の「近畿圏の都市開発環境インフラのグランドデザイン」で保全を検討すべき地域とされているが、市の取り組みは。

答弁

この提言には共感するが、実現には市民、事業者、行政が一体となって取り組まねばならないもので課題もある。市としてはこの地区が自衛隊の関係で大きな開発の影響を免れ、貴重な自然が保全されていると認識している。とりわけ自然の湧水湿地は府内でも珍しい特徴的な環境であり、生息環境が改変することのないよう保全に努める。

質問

この地に公式野球規則に則った野球場の建設が予定されていると聞いているが、そのような規模の野球場が本当に必要なか。この規格に合致した球場は府内で大阪ドームと舞洲スタジアムの二つしかない。和泉市として不相応ではないか。市民ニーズは把握しているのか。

答弁

本市にある野球場は全てこの規則を満足していない。今後新しく作る野球場は当然公認野球規則を満足するものが必要と考える。市民ニーズは把握していない。

質問

財政状況が厳しい中で、北部リージョンセンターとこのSゾーン開発を同時に進めることは不可能と考えるが。又庁内の調整委員会の設置が必要ではないか。

答弁

北部リージョンセンターの開発を優先して考えている。庁内調整会議の設置は状況を見て検討したい。

昌子の一言

北部リージョンセンターの計画を先行し、信太山丘陵のスポーツゾーン構想の具体化は少し先になったとは言え、近年は地球温暖化の影響が非常に大きく、信太山丘陵も間違いなくこの影響を受けています。今ある状況を少しでも保全し、次の世代に手渡すのは私たちの世代の責務です。自然を大きく改変することはその生態系を断ち切り、移植等で見た目の景観は仮に修復しても元の生態系を取り戻すのは不可能です。幸いにも少し時間の余裕が出来ました。この間何もしないのではなく、今ある状態を少しでも守るため市が尽力されることを期待します。

イチゴハウス住民監査請求棄却

オンブズ和泉が起こしていたイチゴハウスの監査結果が出ました。結論は請求棄却です。

監査結果を一言で言えば、イチゴハウスは建築確認を受けていない違法建築物であるが、市の是正要請に対し、イチゴハウスはこれに従うことを明らかにしているので、イチゴハウスが建築基準法に合致した建築物になるのが確実である。建築確認を受けていない手続的要件違反は残るが補助金を受けても違法・不当ではないと判断したものです。

又農地転用については「農地に形質変更を加えず、柵の設置やシートの敷設など、いつでも農地を耕作できる状態を保ったままで、その柵やシートの上で農作物を栽培している土地は、引き続き農地法上の農地として取り扱って差し支えない」の通達からして、このイチゴハウスの土地は現在も農地であり、従って農地転用は必要がないとの判断です。

請求者は判断には承服できないと以下のように言っています。

「建築確認を受けないで建築したあと、事後的に建築基準法に適合すれば何ら問題は無いとの判断です。しかし建築基準法で建築確認を受けないと建築してはならないと規定した趣旨は、建築する建物が実体的に建築基準法に適合しているか否かに拘わらず、事前に審査を受けることにより、安全な建築物を担保するために制定されたものです。

建築確認を受けていなくても、実質的に建築基準法に適合し、或いは事後的に適合さえすれば何ら問題ないとすれば、事前審査を義務づけた法の趣旨を無視するもので到底許されるものではありません。特にこの建物には市民の貴重な税金から補助金が支出されており、通常の建築物以上に法的な問題に敏感であるべきです。

既に建設された建物は事後的に建築確認を受けることは出来ませんので、この違反状態はこれからも続くこととなります。

次に農地転用の問題です。

通達を根拠に農地転用が必要ではないとしていますが、この通達にもあるように耕作しようと思えばそれらの柵やシートを撤去すれば土での耕作が可能な状態が担保されていることが前提となるところ、このイチゴハウスは人口培土を使用し、自動制御化した点滴チューブによる養液供給、更に二酸化炭素発生装置を備えるなど正しく果物生産工場であり、これらにより高生産性機械設備として補助金を受けたものです。従ってこれらを撤去し従来の土で耕す方式には戻せないものです。以上のように、監査結果は受け入れがたいものですが、イチゴ組合はいわば被害者であり、それに対し更に補助金の返還を求めるのには躊躇する気持ちもあり、住民訴訟等今後の対応は慎重に考えます。」

昌子の日記

- 3/3 厚生文教委員会、和泉府中駅ダム見直し署名活動
- 3/4 和泉中央駅会報配布、都市環境委員会傍聴
- 3/5 総務文教委員会傍聴
- 3/6 和泉中央駅会報配布、予算勉強会
- 3/7 信太山駅会報配布、ダム要望書提出府庁記者会見
- 3/8 エスコープフォーラム、事務所万葉講座
- 3/9 「山の動く日来たれ」鑑賞
- 3/10 予算委員会傍聴
- 3/11 和泉中央駅会報配布、予算に委員会
- 3/12 予算委員会傍聴、和泉府中駅ダム見直し署名活動、市政相談会
- 3/13 石尾中学校卒業式、予算委員会傍聴 記者会見
- 3/14 予算委員会傍聴
- 3/16 議会改革シンポジウム in 熊取
- 3/17 和泉中央駅会報配布
- 3/18 緑ヶ丘小学校卒業式、議会運営委員会
- 3/24 一般質問
- 3/25 和泉府中駅会報配布、一般質問、ダム定例会
- 3/26 本会議、市政相談会
- 3/27 光明池駅会報配布、ソロプチ定例会、教育委員会傍聴
- 3/28 和泉中央駅会報配布
- 3/30 槇尾山ダム見直し署名活動
- 3/31 北信太駅会報配布、自治懇談会傍聴



<事務所行事> いずれも小林昌子事務所

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626

事務所 TEL 0725-53-4451

(事務所 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)

・会費 1,300円(3か月分) 14-16時

・62回 4/12 生駒山を恋ふる歌

・63回 5/11 万葉バスツアー(生駒、竜田の万葉歌碑を訪ねて)

ちぎり絵

・講師 西原志満子さん

・4月9日(水)13時~16時

・材料費実費 参加費無料

パソコン講座(参加費無料)

・第2、第4週の火曜10時から12時、

木曜14時~16時

・パソコンが初めての方もどうぞ遠慮なく。初めてこられる方はご連絡下さい

市政相談会

・第2、4水曜日 20:~21:30